



令和8年 1月

農業委員会議事録

飯山市農業委員会



日 時 令和8年 1月28日(水) 午後1時30分開会
場 所 飯山市役所 4階 全員協議会室

出席及び欠席者 別紙のとおり

議事録署名委員 議席番号 1番 飛澤 正志 委員
議席番号 3番 高澤 富士子 委員

農地議案審議 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農用地利用集積等促進計画(貸借)への意見について
報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理
について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に
について



別 紙

出欠	議席 番号	氏 名	住 所	備 考
出席	1	飛 澤 正 志	飯山市大字飯山 2566 番地 1	
欠席	2	大 口 昂 帝	飯山市大字南町 17 番地 3	
出席	3	高 澤 富 士子	飯山市大字飯山 11492 番地 224	
出席	4	松 澤 孝	飯山市大字静間 1744 番地	
欠席	5	武 田 一 清	飯山市大字蓮 3378 番地	
出席	6	岡 田 忠 治	飯山市大字其綿 406 番地	
出席	7	西 條 亀美夫	飯山市大字天神堂 196 番地	
出席	8	望 月 晃 一	飯山市大字瑞穂豊 609 番地	
出席	9	藤 本 英 喜	飯山市大字瑞穂 579 番地 1	
出席	10	清 水 敏 明	飯山市大字旭 734 番地 1	
出席	11	小 嶋 清 子	飯山市大字旭 6181 番地 1	
出席	12	清 水 勝	飯山市大字旭 4873 番地	
出席	13	春 日 孝 利	飯山市大字緑 1358 番地	
欠席	14	嶋 津 正 道	飯山市大字緑 1334 番地 3	
出席	15	沼 田 浩 子	飯山市大字照里 437 番地	
出席	16	石 田 慶 子	飯山市大字照里 954 番地 1	
出席	17	福 澤 千 鶴	飯山市大字常盤 554 番地	
出席	18	足 立 久 子	飯山市大字常盤 5657 番地 1	
出席	19	小 林 嘉 之	飯山市大字常郷 2996 番地	
出席	20	金 崎 恵	飯山市大字豊田 803 番地	
欠席	21	廣 川 順 一	飯山市大字照岡 649 番地 1 の 2	
出席	22	市 村 孝	飯山市大字一山 2888 番地 1	



事務局長	お疲れ様でございます。ただいまより1月の農業委員会総会を始めさせていただきます。会長よりご挨拶をよろしく申し上げます。
会 長	皆さんこんにちはお疲れ様でございます。雪がいっぱい降ってきまして、やっと飯山らしい冬景色になって来ました。それぞれ皆雪片付け等、大変だと思いますが、十分気をつけてしていただければありがたいです。今月は情報交換会の中で、農業者年金についてお話いただきます。知っているようで知らない農業者年金ですけれどもちょっとお話聞いていただいて皆さんに農業者年金加入の推進に当たっていただければありがたいと思います。これ大切な年金で、会社に雇用されている方たちは掛けられていないですけれども、そうでない国民年金のみの方、そういう農業者には本当に将来的に自分の年金を自分で積み立てていくっていう大事な年金になっております。そして本当に得な年金になっておりますので、皆さん勉強いただいて国民年金しかかけてないよという農業者にはぜひ推進して進めていってください。その方の将来の老後を支える大事な資金となります。よろしく願いいたします。 県の方の動きとしてはそんな大きな動きはないのですが、1月に県の農政部とのもう1回懇談会を開き、中山間地の農業についてこれから長野県でどうやっていくんだっていうようなことを中心に話をするという計画だったのですが、年度末に向けて忙しいということと、なかなか時間が取れないというようなお話があって、そこは中止ということになりました。3月という話もあったのですが、それこそ年度末で取れるところではないというようなお話もあるし、元々ちょっと急な計画だったらしいので、そのことについてはまた来年度っていうような形の中で進んでおりますので、また皆さん特別ご意見あったら、県の農政課農政部にこういうことをお願いしたいんだっていうようなことがありましたら、お話またいただければと思いますのでよろしく願いいたします。
議 長	事務局より経過報告をお願いします。
	【事務局より資料に基づき経過報告】
議 長	事務局より欠席委員の報告をお願いします。
事務局	2番大口委員、5番武田委員、14番嶋津委員、22番廣川委員です。
議 長	議事録署名委員の指名を行います。 飯山市農業委員会会議規則第8条第1項に規定する議事録署名委員ですが、こちらから指名させていただきます。 議席番号1番 飛澤正志委員、3番 高沢富士子委員にお願いいたします。



議 長	それでは、農地議案審議に入ります。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	今月の農地法第3条の許可申請は4件です。 議案第1号について、受付番号53番～56番は所有権移転、に関する件になります。
事務局	【 所有権移転 受付番号53番～56番 議案書をもとに朗読と説明 】 ご審議をお願いします。
議 長	ありがとうございました。それでは担当地区の委員さんから補足説明をお願いします。 53番の補足説明をお願いします。
13番	野菜を頑張って作ると言っていたので問題ないと思います。
議 長	54番の補足説明をお願いします。
13番	譲渡人△△さんが畑作れないと譲受人〇〇さんに伝えたところ、ならば俺が作るという事で、決まったようです。
議 長	55・56番の補足説明をお願いします。
13番	55番の譲渡人△△さん電話に出てもらえなくて、話は聞いておりません。 56番の譲渡人△△さん業者に売買をお願いしてあったところ譲受人〇〇さんを買ってもらうことになったと言う事です。譲受人〇〇さんに電話したところ頑張って作るのでもよろしくお願ひしたいと言っていました。
19番	太田の方は、小境ですが現況遊休農地であります。農地パトロールに行ったときにちょっと行けないような道がどういふ様になっているか分からない所でしたが、譲受人〇〇さんに確認したところ道を作って蕎麦を作りたい、自分で作ったそば粉を使って食堂とかレストランでやっていきたいという希望があるようです。本人自体野沢温泉に十数年住んでおりまして、火祭りにも参加していると話しておりました。蕎麦の栽培については、もし分からない点があったらいくらでも相談乗りますよと話しておきました。本人は前向きにやっていきたいと話しておりました。まだ直接会っていませんが、今度訪ねてみようと思います。
事務局	譲受人〇〇さんの件について補足します。こういうもので情報も限られて



	いるというところではありますが、ぜひ委員の皆様としまして、こういう方についてどういうふうに対応していけばいいとか、どういうふうに判断していけばいいか、というところぜひご議論いただければと思います。あとは本当に農業したいというところであればぜひ頑張ってほしいというところがありますし、それで区長にも話をしたところそんな話がありました。懸念するとすれば、やはりちゃんと耕作をしないとか、資材置き場等に転用される、耕作するのも本人ではなくて違う人が耕作しているというところは懸念される場所ですが、いずれにしてもしっかり見ていかなければいけないと思います。現時点で農地法上何がいけないかっていうところは、なかなか言えないところがあります。先ほど言った建築基準法違反のところ、これを農地法で不許可にすることはできないと話もありましたし、以前許可を取ったところを着工着手してないことを不許可の要件としてできるかどうか県に聞いたところ、県の方で特段勧告なり、指導なりをしてないのでそれもできませんという話をいただきました。やるころとすればしっかりやれっというところは言えますし、しっかり見ていこうというところも言えるのかなと思います。いずれにしてもこういうケース、もしかしたら今後も出てくるかと思うので、ご議論いただければと思いますよろしく願いいたします。
議 長	野沢温泉村の農地は耕作されているのでしょうか。
事務局	10月に買ったばかりで、許可を受けたばかりなのでまだ始まっていないという話をいただいております。
議 長	農地0円になっていますが、住宅か何か一緒なのですか。
事務局	先ほど委員さんより説明がありました通り、該当の箇所が資料の2ページですね。右側のところに3条No. 55・56申請地野沢菜と書いてある2筆がありますが、その右下の四角いところ、ここは宅地です。ここについてはもう既に7月に購入済みでした。多分で申し訳ないのですが、そのときにこの宅地合わせてこの2筆の農地についてもいくらかで契約するという形でもうしていると思われるので、今回のところにつきましては申請状況も0円ということで上がってきたので、0円にしております。
6 番	許可した後に耕作してないとなった場合の罰則ってないですね。
事務局	あります。農地法3条の許可で許可通りに使わないっていうところは、罰則はあります。ただ、そこにたどり着くまでの過程としましては、指導するなり文書で指導するなり手続きがたくさんあるかと思います。いずれにしても、指導する文書を出すことが一番重要ですので、ちゃんとやってなければ文書を出すよう準備していきたいと思います。



6 番	文章を出すんですね。
事務局	そうです。それでも向こうが何もしない、改善をしなければ最終的には農地法上の違反として罰金になります。というところが最終的なゴールになります。
6 番	罰金はいくらなんですか。
事務局	資料がないんですが、30 万円くらいです。
6 番	最高 30 万まで。
事務局	あまりこういう事例では、違法転用で原状回復というのはあるかもしれませんが、他の罰金のケースは、きっとあまり聞かない話なのでレアケースだし、実は誰もちゃんとやってないのかなっていうところもあるかもしれません。問題にはしていきたいのでまずはちゃんとやってなければ、指導の文書を出していく。ていうところからスタートだと思います。
6 番	いずれにしろ外国人売買もそうだけど、今の日本農地は、それぞれに見守っていかなくちゃいけませんよと。今すぐっていうわけではないけど、来年再来年、またその再来年というふうにそれぞれが見守ってくださいってそういうことだなと。常に見守ってくださいということですからけれども今ここでジャッジしたとしても、ジャッジせざるを得ないですよ。
事務局	法律上はと言われると、何かこの営農計画なりなんなりに、明らかに耕作できるというところがあれば許可できる。あとは本人がカナダに居るってところが、営農に支障があるかどうかというところは、そこまで調べられなかったんで、それが疑問なのでカナダに行っている計画と自分の営農計画と 物理的に飯山で営農ができないじゃないかというところがあるとすれば、そこは常時従事の要件に反する懸念がありますので、ちょっともう少しご説明しようというものができると思います。あとそれ以外のところは、例えば他の案件でも、3 条で機械を買うと言っても、実際いくらだとか、そんなところまで聞いてないのでそこはちょっと聞き過ぎなところもあるのかなというふうに考えます。ただ唯一は常時従事のところが、疑問符が付けられるところかなと求められるところかなとは思いますが。
議 長	なんか野沢温泉村の方からの情報ですと、冬は野沢にいるけど、夏はいるかどうかかわからないというふうな話ですので、営農にすれば、冬ではなくて夏に居てほしいっていうところです。ちゃんと野沢に居るかどうか、そ



	ういうのもちょっとわからない段階ではあるという事です。
事務局	せっかく営農計画書、スケジュールが出ているので、今のお話の中で、もう少しカナダに行っているのはこと重ならないという資料を出してもらってということも方法なのかなというふうに思います。
議 長	一番肝心なところかなと思いますが
6 番	事務局の行動は非常にいいんです。営農計画書を出してもらっていますし、本人にも自覚してもらわないと、日本の農地は買えませんよ。それが一番だと思うし、そのそんな細かいところよりも日本全体の農地に北海道やなんかの農地もすごい買い込んであるしまつて、そういうのがすごい問題になっている。まだ少しの人しか知らないかもしれないけど、そういうところを考えると非常に外国人の人がそういう土地をかうってところに関しては、すごく規制していかないといけないのではないかと感じる。なので、こういう細かいことかもしれないけど、これだけ聞き取りをしてくれたってことは、まず非常に参考にはなるなというふうに自分は思いました。
議 長	営農計画書を見ると、4月から10月のスキー場のシーズンオフのとき、早く言えば営農をする時期ですが、その時にちゃんとこちらにいられるかどうか、作業ができるかどうか、そこをご心配しているということを投げかけていただいて、ここら辺のスケジュールの、帰国するけどいつまでに帰る。こういう仕事を続けてやるのだからという営農計画だけではなくその帰国してしまう、また日本に来るってところのスケジュールも入れ込んだスケジュールを出して欲しいですけどという意見書をつけてもう一度よろしいでしょうか。私は思ったんですけど、皆さんどうでしょうか。そういったところの帰国する、また帰ってくるっていうような形の中でどうやって営農していくのだからというところの細かいスケジュールをちょっと聞きたいという形で、一旦またお返しということでもいいですかね。
事務局長	確認ですが、今の意見を元にもう一度書類を提出していただいて、次回の総会で審議するという形でよろしいでしょうか。
議 長	はい。
議 長	意見、ご質問がございましたらお願いします。 推進委員の皆さんは何かご意見ございますか。
議 長	それでは採決にはいります。



	議案第1号 53番・54番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第1号 53番・54番は原案のとおり決定いたしました。
議 長	55番、56番についてはご苦勞願いますがまたよろしく願いいたします。
議 長	次に議案第2号「農用地利用集積等促進計画について(貸借)への意見について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	【 貸借 (中間管理) 受付番号1番～108番 議案書をもとに朗読と説明】
議 長	ご意見、ご質問がございましたらお願いします。 推進委員の皆さんは何かご意見ございますか。
議 長	退席委員についてお願いいたします。
事務局	退席委員の説明をさせてください。今までここに名前のある方、ご本人さん又は、その世帯の方にあつては、委員さんの退席を求めています。求めた理由は農業委員会法の31条に議事参与の制限というのがありまして、農業委員さんがその議事に参与することができないとあり、その規定を基退席を求めています。まずそもそもこの議事って何だというところを細かく見ていくと、一番は議決ではないかなというところで結論に達しまして、この委員会の中で議決権を持っているのは、最適化推進委員さんでなくて農業委員さんしかいません。ということで退席をお願いするのは農業委員さんのみにお願いするのが一番妥当ではないかというふうに事務局の中で考えました。ちなみに、農業委員会の総会というのは、傍聴が誰でもできるものなので、いるかいなかったというところは特に判断をするところで要件ではないなというところもありました。今回につきましては静間農場の役員の方にご退席いただいて、その他の方はぜひこの場に居ていただければと思います。以上でございます。その節は誤った解釈で大変申し訳ございませんでした。
議 長	それでは採決にはいります。 議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。



	(全員挙手) 議長 全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。 議長 次に報告事項に入ります。 報告第一号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について」 報告第二号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」 は、報告事項ですので、お読みいただいて何か質問があればお願いします。 それでは、農地議案審議を終了いたします。
--	---

令和8年1月28日(水)



飯山市農業委員会議事録

以上をもって議事の顛末を記載し、議事録に相違ないことを証明するため署名します。

議事録署名人

議長 沼田 浩子

1 番 飛澤 正志

3 番 高澤 富士子